

議案第 249 号

福岡市立老人福祉センター福寿園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター福寿園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター福寿園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市西区生の松原三丁目 13 番 15 号

社会福祉法人福岡ケアサービス

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

老人福祉センターについては、令和 6 年度から、機能強化に向けた施設整備を実施予定であり、その間、現在の指定管理者である社会福祉法人福岡ケアサービスを指定管理者として指定するもの。

(3) 老人福祉センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫 (福岡市保健福祉審議会)
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子 (福岡市保健福祉審議会)
- ・税理士 : 中川 真紀 (九州北部税理士会)
- ・弁護士 : 吉永 裕介 (福岡県弁護士会)
- ・利用者 : 行友 ハルミ (福岡市老人クラブ連合会)

(4) 指定管理料（上限額）

令和 6 年度 : 41,396 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	センターの効用を十分發揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡ケアサービスを指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	14.6点
B	35点	25.4点
C	40点	30.0点
D	10点	9.0点
合 計	100点	79.0点
【参考】指定管理料提案額		40,436千円

議案第 250 号

福岡市立老人福祉センター若久園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター若久園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター若久園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区大名二丁目 4 番 30 号

株式会社 ウィズグループ

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

老人福祉センターについては、令和 6 年度から、機能強化に向けた施設整備を実施予定であり、その間、現在の指定管理者である株式会社 ウィズグループを指定管理者として指定するもの。

(3) 老人福祉センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫 (福岡市保健福祉審議会)
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子 (福岡市保健福祉審議会)
- ・税理士 : 中川 真紀 (九州北部税理士会)
- ・弁護士 : 吉永 裕介 (福岡県弁護士会)
- ・利用者 : 行友 ハルミ (福岡市老人クラブ連合会)

(4) 指定管理料（上限額）

令和 6 年度 : 35,394 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	センターの効用を十分發揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、株式会社ウィズグループを指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	13.6点
B	35点	26.8点
C	40点	30.6点
D	10点	7.2点
合 計	100点	78.2点
【参考】指定管理料提案額		34,789千円

議案第 251 号

福岡市立老人福祉センター東香園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター東香園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター東香園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区大名二丁目 4 番 30 号

株式会社 ウィズグループ

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

老人福祉センターについては、令和 6 年度から、機能強化に向けた施設整備を実施予定であり、その間、現在の指定管理者である株式会社 ウィズグループを指定管理者として指定するもの。

(3) 老人福祉センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫 (福岡市保健福祉審議会)
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子 (福岡市保健福祉審議会)
- ・税理士 : 中川 真紀 (九州北部税理士会)
- ・弁護士 : 吉永 裕介 (福岡県弁護士会)
- ・利用者 : 行友 ハルミ (福岡市老人クラブ連合会)

(4) 指定管理料（上限額）

令和 6 年度 : 37,332 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	センターの効用を十分發揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、株式会社ウィズグループを指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	14.6点
B	35点	27.0点
C	40点	32.0点
D	10点	7.4点
合 計	100点	81.0点
【参考】指定管理料提案額		36,731千円

議案第 252 号

福岡市立老人福祉センター舞鶴園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター舞鶴園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター舞鶴園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市西区拾六町一丁目 20 番 1 号

社会福祉法人まごころ会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

老人福祉センターについては、令和 6 年度から、機能強化に向けた施設整備を実施予定であり、その間、現在の指定管理者である社会福祉法人まごころ会を指定管理者として指定するもの。

(3) 老人福祉センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫 (福岡市保健福祉審議会)
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子 (福岡市保健福祉審議会)
- ・税理士 : 中川 真紀 (九州北部税理士会)
- ・弁護士 : 吉永 裕介 (福岡県弁護士会)
- ・利用者 : 行友 ハルミ (福岡市老人クラブ連合会)

(4) 指定管理料（上限額）

令和 6 年度 : 36,556 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	センターの効用を十分發揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人まごころ会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	14.2点
B	35点	27.6点
C	40点	33.2点
D	10点	8.0点
合 計	100点	83.0点
【参考】指定管理料提案額		36,556千円

議案第 253 号

福岡市立老人福祉センター寿楽園等に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター寿楽園及び福岡市立城南障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター寿楽園及び福岡市立城南障がい者フレンドホーム（合築）

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

①老人福祉センター寿楽園

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

②城南障がい者フレンドホーム

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション、更生及び援護の相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

老人福祉センターについては、令和 6 年度から機能強化に向けた施設整備を実施予定であり、その間、現在の指定管理者である社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者として指定するもの。

合築施設である「城南障がい者フレンドホーム」についても同様とするもの。

(3) 老人福祉センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫 (福岡市保健福祉審議会)
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子 (福岡市保健福祉審議会)
- ・税理士 : 中川 真紀 (九州北部税理士会)
- ・弁護士 : 吉永 裕介 (福岡県弁護士会)
- ・利用者 : 行友 ハルミ (福岡市老人クラブ連合会)

(4) 指定管理料（上限額）

令和 6 年度 : ①老人福祉センター寿楽園 37,767 千円

②城南障がい者フレンドホーム 21,792 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

①老人福祉センター寿楽園

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	センターの効用を十分發揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。
合計		100点	

②城南障がい者フレンドホーム>

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・フレンドホームの目的を理解している。 ・利用者である障がい者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	障がい者フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	44点	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者事業への実績がある。 ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C	障がい者フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	31点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域との交流への取組み姿勢がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

①老人福祉センター寿楽園

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	14.0点
B	35点	24.0点
C	40点	33.8点
D	10点	7.6点
合 計	100点	79.4点
【参考】指定管理料提案額		37,767千円

②城南障がい者フレンドホーム

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	20点	18.2点
B	44点	37.8点
C	31点	27.4点
D	5点	4.4点
合 計	100点	87.8点
【参考】指定管理料提案額		21,000千円

議案第 254 号

福岡市立老人福祉センター早寿園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立老人福祉センター早寿園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立老人福祉センター早寿園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市早良区東入部二丁目 16 番 17 号

社会福祉法人敬養会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、各種相談等に関する事業の実施、施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

老人福祉センターについては、令和 6 年度から、機能強化に向けた施設整備を実施予定であり、その間、現在の指定管理者である社会福祉法人敬養会を指定管理者として指定するもの。

(3) 老人福祉センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・保健福祉審議会 : 小川 全夫 (福岡市保健福祉審議会)
- ・保健福祉審議会 : 鳩野 洋子 (福岡市保健福祉審議会)
- ・税理士 : 中川 真紀 (九州北部税理士会)
- ・弁護士 : 吉永 裕介 (福岡県弁護士会)
- ・利用者 : 行友 ハルミ (福岡市老人クラブ連合会)

(4) 指定管理料（上限額）

令和 6 年度 : 37,620 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市保健福祉総合計画の方向性と、センターの目的を理解している。 ・利用者である高齢者への理解や配慮をする取り組み姿勢や意欲がある。
B	センターの効用を十分發揮させるとともに、経費の縮減が図られること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・高齢者ニーズを把握し、健康増進また積極的な社会参加促進につながる実現性の高い事業計画を考えている。併せて「健康づくり」「就業・創業支援」に関する効果的な取り組みが提案されている。 ・経費削減のための工夫がなされている。
C	センターの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域又は世代を超えた交流等への取り組み姿勢がみられる。 ・本市もしくは本市都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や障がい者・高齢者雇用への配慮がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人敬養会を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	14.4点
B	35点	27.4点
C	40点	34.2点
D	10点	7.4点
合計	100点	83.4点
【参考】指定管理料提案額		37,620千円

議案第 255 号

福岡市市民福祉プラザに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市市民福祉プラザの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市市民福祉プラザ

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体

代表者 福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

(3) 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

福祉関係団体との連絡調整、福祉に関する図書・資料の収集及び情報の提供、福祉に関する調査・研究及び相談等に関する業務、施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループ

(3) 応募者

1 団体

・福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体

(4) 福岡市市民福祉プラザに係る指定管理者選定委員会

委員 5 名

・税理士 : 赤木 保之 (九州北部税理士会)

・弁護士 : 甲斐 順一 (福岡県弁護士会)

・保健福祉審議会 : 棚町 立子 (地域保健福祉専門分科会)

・保健福祉審議会 : 宮本 政智 (障がい者保健福祉専門分科会)

・利用者 : 柳 竜一 (公益社団法人認知症と家族の会福岡県支部)

(5) 募集・選定経過

・第 1 回選定委員会 : 令和 5 年 6 月 27 日 (募集要項・審査基準等の審議)

・募集要項配付期間 : 令和 5 年 7 月 18 日から令和 5 年 8 月 25 日まで

・申請受付期間 : 令和 5 年 8 月 16 日から令和 5 年 8 月 25 日まで

・第 2 回選定委員会 : 令和 5 年 9 月 11 日 (応募団体ヒアリング、候補者の選考)

(6) 指定管理料（上限額）

令和6年度：228,110千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営方針は公平・公正なものである ・プラザの設置目的を十分に理解している ・プラザ運営へ意欲、熱意が感じられる ・障がい者や高齢者をはじめ、利用者である市民や福祉団体への理解や配慮の姿勢がみられる
B	プラザの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	45点	<ul style="list-style-type: none"> ・プラザのもつ機能（民間の福祉活動における拠点機能、情報提供及び相談機能、研修機能、交流機能）を十分に発揮する提案となっている ・プラザの利用者増やサービスの向上につながる方策が講じられている ・福祉関係団体や地域との連携を十分に考慮したものとなっている ・提案に具体性及び実効性が認められ、実現性の高い事業計画となっている ・障がい者や高齢者等への配慮がなされている ・経費縮減のための工夫がなされている
C	プラザの管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制など管理責任体制が適切である ・管理運営にあたって、適切な職員配置を行っている ・組織体制・勤務体制に工夫が見られる ・体制に実効性が認められ、実現性の高いものとなっている ・プラザの管理運営に従事するにあたって、職員に対する必要な研修を具体的に計画している ・危機管理・苦情処理・個人情報保護に対する取り組みや体制について十分な措置が講じられている ・施設の維持管理について、良好な状態が保たれるような取り組みや体制が講じられている ・必要最低限の範囲内において、第三者への再委託が行われている ・管理開始までに十分な体制を整えられる ・スケジュールは実現性のあるものとなっている ・団体の財務状況は健全であり、適正かつ安定的・継続的な運営が窺えるものである
D	その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・地場中小企業や高齢者・障がい者団体への業務委託の配慮がみられる ・従業員のワークライフバランス充実など働き方改革の推進、男女共同参画の推進に貢献している ・高齢者や障がい者の雇用が提案されている ・福岡市に主たる事業所（本社）を有している
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※選定委員5名の平均点
A	15点	14.4点
B	45点	39.4点
C	30点	27.4点
D	10点	9.2点
合 計	100点	90.4点
【参考】指定管理料提案額		227,511千円